

観光振興事業費補助金交付要領（FAST TRAVEL 推進支援事業・公共交通利用環境の革新等事業・インバウンド受入環境整備高度化事業・歴史的観光資源高質化支援事業・観光地域振興無電柱化推進事業・先進的なサイクリング環境整備事業・宿泊施設インバウンド対応支援事業・持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業・災害・急病等危機管理対応事業）

平成30年3月28日 国総支第62号
 国鉄総第325号
 国自旅第294号
 国海内第187号
 国港総第597号
 国空事第1072号
 国空業第165号
 観参第294号

平成31年4月2日 国総事第97号
 国総支第54号
 国都街第122号
 国都景歴第117号
 国道総第530号
 国道企第94号
 国住市第130号
 国鉄総第427号
 国鉄都第200号
 国鉄事第392号
 国鉄施第315号
 国自旅第315号
 国海内第250号
 国海外第414号
 国港総第699号
 国空事第1745号
 国官参空第83号
 観参第818号
 国官総第386号

令和2年3月31日 国総地第68号
 国総モ第27号
 国総物第691号
 国総事第78号
 国都街第107号
 国都景歴第100号
 国道総第470号
 国道企第109号
 国住市第105号
 国鉄総第468号
 国鉄都第236号
 国鉄事第442号
 国鉄施第336号
 国自旅第302号
 国海内第120号
 国海外第278号
 国港総第682号
 国官参空第100号
 観参第1229号
 国官総第252号

令和2年11月5日 国総地第76号
 国総モ第75号
 国総物第126号
 国総事第32号
 国都街第76号

国都景歴第63号
国道総第231号
国道企第66号
国住市第79号
国鉄総第270号
国鉄都第119号
国鉄事第311号
国鉄施第206号
国自旅第260号
国海内第172号
国海外第173号
国港総第401号
国空総第662号
観参第779号
国官総第122号
国総地第109号
国総毛第99号
国総物第160号
国総事第68号
国都街第124号
国都景歴第104号
国道総第506号
国道企第114号
国住市第136号
国鉄総第442号
国鉄都第222号
国鉄事第733号
国鉄施第439号
国自旅第464号
国海内第220号
国海外第308号
国港総第710号
国空総第1123号
観参第1149号
国官総第205号
国総地第78号
国総毛第97号
国総物第90号
国総事第78号
国都景歴第81号
国道総第513号
国道企第111号
国住市第74号
国鉄総第430号
国鉄都第197号
国鉄事第691号
国鉄施第340号
国自旅第527号
国海内第300号
国海外第415号
国港総第676号
国空総第1188-2号
観参第730号
国官総第159号
国総地第117号
国総毛第119号
国総物第103号
国総事第118号

令和3年3月24日

令和4年3月22日

令和5年3月31日

国都景歴第190号
国道総第618号
国道企第127号
国鉄総第513号
国鉄都第245号
国鉄事第878号
国鉄施第359号
国自旅第554号
国海内第257号
国海外第458号
国港総第752号
国空総第1328号
観参第789号
国官総第235号

この交付要領は、観光振興事業費補助金交付要綱（令和5年3月31日国総地第116号、国総モ第118号、国総物第102号、国総事第117号、国都景歴第189号、国道総第617号、国道企第126号、国鉄総第512号、国鉄都第244号、国鉄事第877号、国鉄施第358号、国自旅第553号、国海内第256号、国海外第457号、国港総第751号、国空総第1327号、観参第788号、国官総第234号。以下「交付要綱」という。）のほか、観光振興事業費補助金の交付等観光振興事業の実施に当たって必要な事項を定める。

※本資料は、災害・急病等危機管理対応事業の抜粋版となります。

I. 共通事項

1. 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに交付要綱の定めるところによる。

2. 軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第9条第1項第1号ただし書、第38条第1項第1号ただし書及び第59条第1項第1号ただし書に規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第1関係別紙1に記載の「申請する事業の目的・内容」又は「補助対象となる経費の総額」の変更

X. 災害・急病等危機管理対応事業

1. 共通事項

①事業実施について

観光振興事業費補助金のうち、災害・急病等危機管理対応事業関係について、補助対象事業者は、交付申請書に当該補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付して、地方運輸局等に提出する。

②立地要件

訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域。

なお、以下の事業について優先的に採択する。

- ・「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針」に基づき観光危機管理計画を策定した地域の事業

- ・「地域防災計画」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域の事業
- ・日本政府観光局により、上位のカテゴリーに認定されている又は認定の見込みがある観光案内所を補助対象とする事業。

③補助対象外となる経費

次に掲げる経費は、補助対象としない。

- ・土地の取得に要する経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費
- ・消耗品、SIMカードや通信費等のランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費

④多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、中国語（簡体字/繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うこととする。また、翻訳に際しては校正（※）を実施すること。

また、禁止・注意を促したり、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」については J I S Z 8 2 1 0 に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」、「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会小売プロジェクトチーム」が策定した「小売業の多言語ガイドライン」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないように、十分に配慮する必要がある。

※校正とは

翻訳される言語を第一言語とする者や通訳案内士等の第三者が誤訳やスペルミス、文法の誤り等を指摘・訂正することで、必ずしもネイティブでない外国人にも十分伝わる、わかりやすさを重視した平明な言語・文章とすること。

⑤無料公衆無線LAN環境の整備について

本事業による補助金を活用し、無料公衆無線LAN環境の整備を図る際は、共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」の掲出に関しての登録申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うことにする。

加えて、不正利用防止の観点から、一定程度の本人性が認証できる認証方式が必要である。

利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、総務省が求める認証方式に準じて、1) による認証方式、2) 及び3) の認証方式併用（※1）を導入することとする。（※2）

1) SMS（ショートメッセージ）・電話番号を利用した認証方式

2) SNSアカウントを利用した認証方式

3) 利用していることの確認を含めたメール認証方式（※3）

（※1）利用者が2) 又は3) の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

（※2）上記認証方式を適用しなくてもよいケース

- ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
- ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

なお、いずれかの方式で実施することが困難と認められる場合には、対面配布方式や2) 又は3) の認証方式の単独実施でも認める場合がある。

（※3）メール認証方式について、主に国内携帯キャリア契約者以外（訪日外国人旅行者等）はメール受信ができないため、訪日外国人旅行者受入環境整備の目的でWi-Fiを設置する場合は、手続きにかかる最初の数分間はネット接続を可能とする、又はメール受信のみネット接続を可能とする等の対応が必要となる。

6. 災害時等における観光危機管理の強化

①基本的な考え方

災害時等の訪日外国人旅行者対応のための観光危機管理の強化を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、観光危機管理の強化を支援するものである。

②補助対象事業者
地方公共団体

③補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

i) 観光危機管理計画の策定

観光危機管理計画の策定に向けた現地調査、関係者との調整、コンサルティングに要する経費

ii) 観光危機管理計画に基づく訓練

観光危機管理計画に基づく訓練の実施に要する経費

iii) その他

観光危機管理計画の策定及び訓練に附随する経費